

# 企画競争説明書

平成30年度

原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）

更新整備に係る設計業務

平成30年11月16日

原子力規制委員会

平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務  
企画書募集要項

1. 総則

平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務企画競争の実施については、この要領に定める。

2. 業務内容

本業務の内容は、（別添5）「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3. 業務実施期間

契約締結日より平成31年3月29日（金）までとする。

4. 予算額

業務の予算総額は、1,000万円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。  
(ただし、地盤調査・敷地測量を含む。)

5. 参加資格

- (1) 環境省における平成29・30年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。  
競争参加資格を有していない本企画競争参加希望者は、環境省のHPから申請を行い、企画書提出時までに取得したうえで提出すること。  
[http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\\_02.html](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_02.html)
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 企画競争説明会に参加した者であること。
- (6) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (7) 本事業を実施にするにあたり、当該事業に従事する者について以下に示す実績・資格等を証明する関連資料を提出できること。
- ① 責任者及び主要担当者は一級建築士事務所に所属し、1級建築士以上の建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の業務経験があること。
- ② 責任者または主要担当者は、精密機械を設置管理する建物の設計、積算業務の経験があること。
- ③ 責任者または主要担当者は、海までの距離が300m以内 耐重塩害仕様地域における、建築設計（建築・構造・設備）及び積算業務の経験があること。

## 6. 企画競争に係る説明会の開催

### (1) 日時

平成30年11月26日（月）15時

### (2) 場所

原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室

東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル13階）

## 7. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先・受付方法

メールアドレス : tomoaki\_odaira@nsr.go.jp

質問書【様式1】に所定事項を記載の上、電子メールにより提出することとし、質問及び回答は質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表する。

### (2) 受付期限

平成30年11月28日（水）12時まで

### (3) 回答

平成30年11月30日（金）17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

## 8. 資格要件に係る提出書類、提出期限

### (1) 提出書類（別添1）

- ① 平成29・30年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていることを示す書類。
- ② 責任者及び主要担当者が一級建築士事務所に所属し、1級建築士以上の建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の業務経験があることを確認できる書類。
- ③ 責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有することを確認できる書類。
  - ・ 所属する一級建築士事務所の許可証
  - ・ 1級建築士 免許証
- ④ 責任者または主要担当者が、精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑤ 責任者または主要担当者が、海までの距離が300m以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑥ 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに附った、公共建築の設計の経験があることを確認できる書類。

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限

平成30年12月5日（水）12時

#### ② 提出先

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

監視情報課放射線環境対策室 大平 智章

- ③ 提出部数  
(1) ①②③④⑤⑥ 2部
- ④ 提出方法  
持参又は郵送（提出期限必着）による。  
郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項  
ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時30分から17時30分まで（12時～13時は除く）とする。  
イ 郵送する場合は、封書の表に「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務に係る資格要件書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった資格要件書類は、無効とする。  
ウ 提出された資格要件書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。  
エ 参加資格を満たさない者が提出した資格要件書類は、無効とする。  
オ 虚偽の記載をした資格要件書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。  
カ 資格要件書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。  
キ 提出された資格要件書類は、原子力規制委員会原子力規制庁において、資格要件書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。  
企画競争の結果、契約相手になった者が提出した資格要件書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。  
ク 資格要件書類において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

## 9. 企画書等の提出書類、提出期限等

- (1) 提出書類  
① 企画書  
「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務の概要及び企画書作成事項」に基づき作成すること。
- ② 経費内訳書  
「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務」を実施するために必要な経費全ての額（消費税及び地方消費税額を含む）を記載した内訳書。
- (2) 提出期限  
① 提出期限  
8 (2) ①に同じ  
② 提出先  
8 (2) ②に同じ

③ 提出部数

- ア 9 (1) ① 紙媒体 2 部及び電子媒体 1 部
- イ 9 (1) ② 紙媒体 2 部及び電子媒体 1 部

なお、電子媒体での提出ファイルについては PDF 形式を基本とするが、経費内訳書については、EXCEL 形式でも提出すること。

④ 提出方法

- 8 (2) ④に同じ

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時 30 分から 17 時 30 分まで（12 時～13 時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成 30 年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1 号）局）更新整備に係る設計業務企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1 者当たり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、原子力規制委員会原子力規制庁において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

## 10. 企画提案会の開催

(1) 企画提案会は実施せず、書面審査とする。

(2) 書面審査の過程で確認事項が発生した場合、当該事業に責任者となる予定の者は、原子力規制庁担当者に企画書等の説明を行うものとする。

## 11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る（資格要件に係る提出書類及び）企画書等については、（別紙）において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類（別添 2）の誓約事項に誓約する旨を明記すること。

## 12. 審査の実施

- (1) 審査は、(別添3)「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等審査の手順」及び(別添4)「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を出した者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りではない。

(2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 13. 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、原子力規制委員会原子力規制庁との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

### ◎ 添付資料

- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 資格要件書類の提出について
- (別添2) 企画書等の提出について
- (別添3) 企画書等審査の手順
- (別添4) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添5) 業務の概要及び企画書作成事項

【様式1】 質問書

### 予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

平成 30 年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る  
設計業務に係る資格要件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- ① 平成 29・30 年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていることを示す書類。
- ② 責任者及び主要担当者が一級建築士事務所に所属し、1 級建築士以上の建築士の資格を有し、資格取得後 5 年以上の業務経験があることを確認できる書類。
- ③ 責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有することを確認できる書類。
  - ・ 所属する一級建築士事務所の許可証
  - ・ 1 級建築士 免許証
- ④ 責任者または主要担当者が、精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑤ 責任者または主要担当者が、海までの距離が 300m 以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑥ 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した 図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに附った、公共建築の設計の経験があることを確認できる書類。

（担当者）

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(別添2)

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る  
設計業務に関する企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書の提出にあたり、「(別紙) 暴力団排除に関する誓約事項」の内容を十分に理解す  
るとともに、本誓約事項を遵守することを誓約します。

(1) 企画書

(2) 経費内訳書

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る  
設計業務に係る企画書等審査の手順

### 1. 企画審査委員会による審査

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に設置する「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

表1 企画書審査委員会の構成

委員長	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室 室長
委員	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 参考官補佐（国有財産担当）
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室 室長補佐（総括担当）
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課 調整専門職
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課 解析評価専門官
	外部有識者

注 委員長又は委員が出席困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

### 2. 企画書等の審査方法

(1) 「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務にかかる企画書等審査基準及び採点表」（別添4）に基づき、委員ごとに採点する。

#### 【採点基準】

	10点満点	20点満点	30点満点	50点満点
優	10点	20点	30点	50点
良	6点	12点	18点	30点
可	2点	4点	6点	10点
加点なし	0点	0点	0点	0点

(2) (1) の採点結果の合計点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 合計点が同点の場合は、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

### 3. 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者及び審査経過を原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官へ報告し、同参事官を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る  
設計業務に係る企画書等審査基準及び採点表

審査員

提案者

事項	審査基準	配点	採点	
1. 設計の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計の目的を的確に理解し妥当な基本方針であるか。</li> <li>・ 設計方針に専門性・創造性・新規性・確実性等あるか。</li> </ul>	50点	点	
2. 設計の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明示された作業の実施期限が遵守されており、実施可能な実施計画であるか。</li> <li>・ 実施計画が効率的で確実性があるか。</li> <li>・ 別途工事分野との連携・コミュニケーションは考慮しているか。</li> <li>・ 実施設計を推進するうえで、機能保全及び保全の高度化を図るために業務及び、工程が記されているか。</li> </ul>	30点	点	
3. 業務の実施方法	(ア) 設計条件構築を図る情報収集に向けた考え方及び取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局舎、架台の社会的役割、機能の理解及び建設地をはじめとした関連機関との係りを考慮しているか。</li> <li>・ 設計条件構築を図る情報収集の考え方、取組み内容は適切か。</li> <li>・ 全体のスケジュールを捉え、効率的な考えを持っているか。</li> </ul>	50点	点
	(イ) 設計着手に向けて、局舎・架台の構造上安全を図る考え方及び取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局舎、架台の構造体の安全性と機能保全を考慮し、またそれぞれの建設及び設置環境への配慮を持った設計を行う考え方と取組みになっているか。</li> </ul>	50点	点

	<p>(ウ)</p> <p>局舎・建築・構造・設備、架台・構造・設備の設計における考え方及びメンテナンスの考え方について</p> <p>(エ)</p> <p>公共施設の設計業務における設計基準、積算基準について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局舎の建築、設備（電気・機械）、構造の考え方及び設計の詳細と、架台の構造と付帯する設備の考え方及び設計の詳細について、十分な機能保全とメンテナンスに対する配慮がされているか。</li> <li>・提案された内容が、求められた趣旨に適合したもので具体的な提案になっているか。</li> <li>・提案された内容が、専門性、創造性、確実性、新規性がある具体的な提案になっているか。</li> <li>・工程管理、別途工事との調整を配慮した提案になっているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的に適合しているものであり、また公共施設設計積算業務を行う上でのそれぞれの基準、指針、要領が専門性を十分に備えているか。</li> </ul>	50 点	点
3. 業務の実施方法	4.1 実施体制、役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの高度な専門技術力を持った提案が出来る人員配置と全体をマネジメントできる責任者による体制等が構築されているか。</li> <li>・実施責任者及びその他主要な従事者が本業務に従事する、十分な時間があると認められるか。</li> </ul>	30 点	点
4. 実施体制、役割分担等	4.2 従事者の実績、能力、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達仕様書に記載の資格要件について、業務責任者が有する 経験・実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。</li> <li>・調達仕様書に記載の資格要件について、業務責任者以外のその他の主要な従事者の経験・実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。</li> <li>・関連する保有資格が記載されており、そのことを確認できる書類が示されているか。</li> </ul>	20 点	点
5. 組織の実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達仕様書に記載の資格要件について、提案者の組織及び協力会社の実績は「業務の件数」「業務の規模及</li> </ul>	30 点	点

	び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。														
6. 見積価格、積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費内訳書について、提案内容に応じた価格、積算内訳は妥当か。</li> </ul>	20 点	点												
7. 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合には認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</li> </ul> <p>○ 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等）</p> <table> <tbody> <tr> <td>・1段階目（※1）</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>・2段階目（※1）</td> <td>16 点</td> </tr> <tr> <td>・3段階目</td> <td>20 点</td> </tr> <tr> <td>・行動計画（※2）</td> <td>4 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。</p> <p>※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が努力義務により届出し、企画書提出時点において計画期間が満了していないものに限る。</p> <p>○ 次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <table> <tbody> <tr> <td>・くるみん認定</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>・プラチナくるみん認定</td> <td>16 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエー</p>	・1段階目（※1）	8 点	・2段階目（※1）	16 点	・3段階目	20 点	・行動計画（※2）	4 点	・くるみん認定	8 点	・プラチナくるみん認定	16 点	20 点	点
・1段階目（※1）	8 点														
・2段階目（※1）	16 点														
・3段階目	20 点														
・行動計画（※2）	4 点														
・くるみん認定	8 点														
・プラチナくるみん認定	16 点														

	ル認定) 16 点		
合 計		400 点	点

注1 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委託又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格1／2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	10点満点	20点満点	30点満点	50点満点
優	10点	20点	30点	50点
良	6点	12点	18点	30点
可	2点	4点	6点	10点
加点なし	0点	0点	0点	0点

ただし、事項7.組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況については、審査基準欄に記載の基準による。

## 平成 30 年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る 設計業務の概要及び企画書作成事項

### I. 業務の概要

#### 1. 調達件名

平成 30 年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務

#### 2. 業務の目的

原子力艦の環境放射能調査設備のうち、喫緊の更新が必要である横須賀港小海（1号）局の局舎及び架台の更新に必要な設計等業務を行うもの。

#### 3. 用語の定義

本概要において使用する用語の意義は次のとおり。

##### （1）モニタリングポスト（MP）

空間放射線量率、海水中の放射線計数率、大気中の放射線ヨウ素及び気象観測情報を収集する機器並びにそれらの関連機器一式（機器全てを併設しない場合もある。）をいう。

##### （2）局舎

MP を設置及び収納する施設並びに配電設備等の関連設備を含めた建築物をいう。

##### （3）架台

MP により海水中の放射線計数を集計する場合（機器を海中に設置する場合又は陸上に設置し海水を取水する場合）に設けている構造物をいう。

##### （4）原子力艦環境放射能モニタリングシステム（原子力艦MS）

株式会社近計システムが開発した MP によって収集するデータの集約及び公表を行うデータベースサーバ等から構成される一連の情報管理通信システムをいう。

##### （5）原子力艦環境放射能調査設備

一体となり機能を果たす MP、局舎、架台及び原子力艦MS をいう。（ただし、原子力艦MS については、MP 及び局舎に関するものに限り、局舎又は架台の一方若しくは双方を併設しない場合を含む。）

### 4. 業務内容

原子力艦放射線測定期横須賀港小海（1号）局の局舎・架台の既存撤去及び更新に伴う工事に関する設計業務。

##### （1）現状調査・情報収集業務

- ①：施設機能・規模の把握と現状課題の確認
- ②：敷地測量・確定（規制庁担当者立会）
- ③：ボーリング調査

- (2) 実施設計業務
- (3) 積算業務（数量調書、単価根拠作成、積算内訳書）
- (4) 建設業者入札に向けた仕様説明

## 5. 留意事項

- (1) MP・原子力艦MSの設計は別途とする。
- (2) 局舎・架台の撤去に関する設計・積算も業務に含む。
- (3) 採用する企画案に原子力規制庁が求める業務が含まれていない場合は協議をおこなう。
- (4) 当該、既存の構造物を更新する設計業務に際しては、放射線測定調査の実施に大きく影響する米軍の基地管理上の規制等に配慮し、各工程における庁担当者との事前及び事後の十分な打合せ等を実施した上で、施工段取りも含め円滑に設備の更新が可能となるよう業務を行うこと。
- (5) 設計仕様書及び本要領書の疑義及び記載外事項については、必ず事前に庁担当者に対して確認し、了解の上で実施すること。

## 6. 設計業務工程

- ・ 設計図納入 平成31年3月11日
- ・ 積算書納入 平成31年3月15日
- ・ 工事仕様説明 平成31年3月29日

## 7. 設計・積算与条件

### (1) 設計条件

#### 1) 局舎

「3. 用語の定義」に加え、関係職員が定期的に測定環境管理・メンテナンスを行う施設であることを考慮すること。

##### ①建設環境

米国海軍横須賀基地内、護岸から20m以内にある重耐塩害対策エリア。

##### ②仕様

- ・構造：鉄筋コンクリート造。
- ・基礎：建設環境を考慮した工法の基礎。
- ・規模：平屋建て、3m×3m（約10m<sup>2</sup>前後）とする。
- ・局舎内設備：施設の機能保全および日常の管理業務を考慮した施設環境。
- ・その他：建設環境を考慮した各種の仕様および詳細設計。

#### 2) 架台

##### ①建設環境（建築基準法上の構造物には該当せず）

護岸より海上に張り出し、海中に沈める検出器・水中ポンプを保護する構造体。

##### ②仕様

- ・構造：鋼構造とし、仕様は建設環境を考慮。
- ・基礎：片持ち陸上部分の基礎。建設環境を考慮した基礎。
- ・規模：通路幅 約1.0m、護岸からの張り出し10m前後、機器の保護材（ガード、ガイドレー

ル）を海中へ干潮時の水面から1.5m以上の水深まで設置。

- ・その他：建設環境を考慮した各種の仕様および詳細設計。

#### （2）工事場所

神奈川県横須賀市泊町（米国海軍横須賀基地内）

#### （3）工 期

局舎・架台共に下記を実質の現場工期とする。

平成31年4月～平成31年12月

4月から7月は工事に必要なエスコートパス申請期間とする。

横須賀基地等のとりまく諸事情により変更となる可能性がある。

また、契約日程は別途打ち合わせによる。

### 8. 成果物

#### （1）提出図書

提出する図書、書類の部数及び提出時期は以下のとおりとする。また、9を除くすべての書類は、紙媒体に加え、電子媒体を1部提出すること。

	提出図書	提出部数		提出時期
		本庁	横須賀 モニセン <sup>※1</sup>	
1	実施体制図	1		契約締結後及び変更が生じた後速やかに
2	打合せ議事録	1		打合せ後速やかに
3	実施計画書	1		契約締結後速やかに
4	品質管理計画書	1		契約締結後速やかに
5	安全管理計画書	1		契約締結後速やかに
6	設計図	原図（A3版）	1	実施計画書にて定めた期日までに
	A4観音製本	2	2	実施計画書にて定めた期日までに
	A3ホチキス止		2	実施計画書にて定めた期日までに
7	各種申請図書	1	1 <sup>※2</sup>	実施計画書にて定めた期日までに
8	業務報告書	1		納入時期までに
9	完了届	1		納入時期までに

※1：横須賀モニセンとは、横須賀原子力艦モニタリングセンターの略である。

※2：原本は横須賀モニセンに収めること。

#### （2）納入場所

○原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 監視情報課 放射線環境対策室

（東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階）

## ○横須賀原子力艦モニタリングセンター

(神奈川県横須賀市東逸見町 1)

### 9. 品質管理計画

品質管理計画を策定するにあたって最小限、以下の内容を計画すること。

#### (1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。  
また、同一部門に所属していないこと。）。

#### (2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法  
(チェック時期及びチェック内容) が明確にされていること。

#### (3) 担当者の技術能力

本業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

#### (4) 工程管理

調達から納入までの管理方法について規定され実施されていること。

#### (5) 文書管理

受注業務に対して使用する文書（記録を含む。）の維持・管理について明確にされていること。

## 10. 資格要件

### 10. 1 組織の実績・資格等

- ① 本業務を実施する組織が、一級建築士事務所であること。
- ② 本業務を実施する組織が、以下の業務の経験を有していること。
  - ・精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務。
  - ・海までの距離が 300m 以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計及び積算業務
- ③ 10. 2 に示す建築士が所属し、その建築士が資格取得後 5 年以上の業務経験を有すること。

### 10. 2 従事者の実績・資格

- ① 本業務の責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有すること。
  - ・1級建築士
- ② 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した 図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに附った、公共建築の設計の経験があること。

### 10. 3 入札制限等

- ① 公務員及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号) に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 12 年 12 月 22 日法律第 224

号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。

- ② 本案件を受注した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、別途調達する原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る施工業務の入札に参加することを認めないものとする。

#### 1 1. 貸与品・支給品

貸与品・支給品については、発注者との事前の協議のうえで決定するものとする。

#### 1 2. 著作権等の扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、原子力規制委員会が保有するものとする。
- ② 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ④ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 1 3. 再委託

- (1) 本件の受注者は、この契約の全部または一部を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。但し、契約の主要な部分を除く補助的な業務について、受注者があらかじめ再委託の相手方の商号または名称、住所、再委託を行う業務範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、主管課の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託事務の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は原則2分の1未満とすること。
- (3) 受注者は、再委託先の行った業務についてすべての責任を負うこと。また、受注者は再委託先に対して、機密保持、著作権等に関する本調達仕様書が定める受注者の責務を負う旨を定めるものとし、本調達の受注者及び再委託先の事業者間の契約においてその旨定めること。
- (4) 受注者は、再委託先の事業者に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、報告させるなど、再委託先の事業者に対する監督を適切に行うこと。
- (5) 受注者は、第4項の各種業務を遂行するに際して、米軍基地内における工事に関する知識、海洋構造物の設計に関する知識等を有している企業の助力を得ることが不可欠なである場合、業務範囲、内容、必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、主管課の承認を得た場合に限り、当該企業から助力を得るための委託を行うことができる。

#### 14. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、原子力規制長担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

#### 15. 検収

本業務で定める納入成果物について、本仕様書に基づき国検査職員が検査し、これに合格したことによって検査合格とする。

#### 16. 特記事項

本業務の実施によって知り得た情報等を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。また、請負者の情報管理の不備により、原子力規制委員会もしくは第三者が損害を被った場合は、請負者において責任を負うものとする。

#### 17. その他

- ① 受注者は、本業務を通じて知り得た情報は、契約履行中か否かに関わらず、正当な理由なく他人に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由があって開示する場合にも、事前に規制庁職員から許可を得なければならない。
- ② 受注者は、本業務を実施するに当たって規制庁職員が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。
- ③ 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書によりがたい場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、その取扱いについて決定することとする。
- ④ 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。

瑕疵担保責任期間は当庁により検収後1年間とする。

- ⑤ 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てるること。
- ⑥ 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

### 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 190 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 191 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

### 2. 電子データの仕様

- ① Microsoft 社 Windows10 SP1 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章：ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2013 以下）
  - ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2013 以下）
  - ・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 Power Point（ファイル形式は PowerPoint 2013 以下）
  - ・画像：BMP 形式又は JPEG 形式
- ③ ②による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- ④ 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- ⑤ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## II. 企画書作成事項

企画書には、以下の各事項について各作成方法に則り提案すること。

なお、企画書全体の分量は A4・30 ページ以下を目安とし、原則として両面印刷にすること。また必要に応じて A3 等サイズの異なる用紙を用いることを可とするが、企画書全体を 1 冊にまとめること。

補足資料がある場合は、企画書に追加して添付することを認めるが、企画書のどの部分の補足資料であるか明記すること。

また、資料作成全般に当たっては、本企画書作成事項で規定する目的や作業項目に反し、又は矛盾する提案がないよう作成すること。

事 項	作成方法
1. 設計の基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・本設計業務を実施するにあたっての基本方針を記述すること。</li></ul>
2. 設計の実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務内容及び提案内容に係る各作業項目について、業務実施計画・工程を記述すること。</li><li>・工事区分の分野とそれぞれの業務内容を踏まえた提案にすること。</li><li>・原子力規制庁との確認・協議及び原子力規制庁側との業務分担等があつたら提案すること。</li></ul>
3. 業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>(ア) 設計条件構築を図る情報収集に向けての考え方及び取組み<ul style="list-style-type: none"><li>・業務を着手するにあたり必要な情報収集及び調査等、その内容及び方法を提案すること。</li><li>・全体工程の中での位置づけを明確にすること。</li></ul></li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>(イ) 設計着手に向けて、局舎・架台の構造上安全を図る考え方及び取組み<ul style="list-style-type: none"><li>・設計作業着手するにあたり必要な調査等、その内容及び方法を提案すること。</li><li>・全体工程の中での位置づけを明確にすること。</li></ul></li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>(ウ) 局舎：建築・構造・設備、架台：構造・設備の設計における考え方及びメンテナンスの考え方について。<ul style="list-style-type: none"><li>・設計業務内容及びの推進方法を提案すること。</li><li>・局舎：建築・構造・設備、架台：構造と付帯する設備の設計について考え方の方向性と仕様について提案すること。</li><li>・それぞれの設計内容に基づき、そのメンテナンスについての考え方及び提案すること。</li></ul></li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>(エ) 公共施設の設計業務における設計基準、積算基準について<ul style="list-style-type: none"><li>・上記設計業務推進にあたり、その基準・指針・要領等の基本となるものを明記すること。</li></ul></li></ul>

4. 実施体制、役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制について、業務実施責任者を1名選定するとともに、当該業務実施責任者の役職、従事者の役割分担、従事者数、内部外部の協力体制等を記載すること。</li> <li>・本業務の従事者に求める保有資格等を記載すること。</li> <li>・外部協力会社の一級建築士事務所等の許可証、担当者の免許証の記載すること。</li> </ul>
5. 組織の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者において、精密機器保管施設及び重塩害地域内施設の設計及び積算業務の実績があること。</li> <li>・具体的名称、金額等、およその内容がわかるように記載すること。</li> </ul>
6. 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるばし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無について記載すること。有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。</p>

---

## 【 様 式 1 】

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁 担当者殿

### 質 問 書

「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

#### 〈質問箇所について〉

資料名	例) ○○書
ページ	例) P O
項目名	例) ○○概要
質問内容	

#### 備考

- 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- 質問及び回答は、本件入札参加事業者の全てに公表する。（電話等による個別回答はしない。）但し、質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制委員会原子力規制庁の支障をきたすものに関する内容については、公表しない。